

【生活支援サービス契約書】

様（以下「利用者」といいます）と株式会社シーティーエフ（以下「事業者」といいます）とは、賃貸借の目的である建物「ナーシングホーム奥戸〔東京都葛飾区奥戸三丁目4番23号〕」（サービス付き高齢者向け住宅）における利用者に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結いたします。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、利用者に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス（必須サービス）を提供するとともに、利用者の希望に応じて、その他のサービス（選択サービス）を提供することを約し、利用者は、その対価として第4条に定めるサービス料金を事業者を支払うことを約します。

第2条（生活支援サービスの内容）

事業者が利用者に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」といいます）に記載いたします。

第3条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、利用者の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月15日までに、利用者に対し書面により提示し、確認を受けることといたします。
- 2 事業者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存いたします。
- 3 利用者は、事業所において、利用者に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条（サービス料金等）

- 1 基本サービス（状態把握（安否確認）、生活相談、緊急時対応）の料金は、月額金 55,000 円（税込）とし、1ヶ月に満たない期間のサービス料金については、1ヶ月を30日として日割り計算した額といたします。
- 2 選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算いたします。

第5条（サービス料金の変更）

事業者は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、事業者及び利用者で協議の上、利用料金を変更することができます。

第6条（サービス料金の支払い）

- 1 第4条第1項に定める基本サービスの料金について、事業者は請求書に明細を付して翌月20日までに利用者に請求し、利用者は当月月末までに事業者へ所定の方法で支払うものとしたします。
- 2 第4条第2項に定める選択サービスの料金について、事業者は請求書に前月分の明細を付して毎月20日までに利用者に請求し、利用者は同月月末までに事業者へ所定の方法で支払うものとしたします。
- 3 利用者が月途中で本契約を解除した場合、1ヶ月を30日として日割り計算の方法により事業者が精算いたします。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行いたします。

第7条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年といたします。但し、事由の如何を問わず「ナーシングホーム奥戸〔東京都葛飾区奥戸三丁目4番23号〕」における賃貸借契約が終了したとき及び利用者が死亡したときは、本契約も終了いたします。
- 2 契約期間満了日の30日前までに、利用者または利用者の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年といたします。

第8条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、利用者の行動が他の利用者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上、著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。
 - ① 一定の観察期間をおくこと。
 - ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③ 契約解除の通告について1ヶ月の予告期間を置くこと。
 - ④ 前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認すること。
- 3 事業者は、利用者が正当な理由なく事業者に支払うべきサービス利用料を3ヶ月以上滞納した場合において利用者に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

第 9 条（利用者からの途中解約）

利用者は、事業者に対して、30 日の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第 10 条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様といたします。
- 2 前項の定めに関わらず、利用者の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、利用者の同意を得るものといたします。
- 3 利用者及びそのご家族等の個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）を遵守いたします。

第 11 条（緊急時の対応等）

事業者は、生活支援サービスを利用している利用者に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第 12 条（賠償責任）

事業者は、生活支援サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体又は財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償いたします。

第 13 条（相談・苦情対応）

事業者は、窓口を設置し、利用者の相談・生活支援サービス事業に係る要望・苦情に対し、誠実かつ迅速に対応いたします。

第 14 条（重要事項説明確認）

契約の締結にあたり、事業者は利用者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、利用者はその内容を了承したものといたします。

第 15 条（本契約に定めのない事項）

- 1 事業者及び利用者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものといたします。
- 2 この契約に定めのない事項については、事業者及び利用者が誠意を持って協議の上、定めます。

第 16 条 (合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「ナーシングホーム奥戸 [東京都葛飾区奥戸三丁目 4 番 23 号]」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所といたします。

前記の契約を証するため、本書を 2 通作成し、事業者及び利用者の記名押印の上、その 1 通を保有するものといたします。

令和 年 月 日

利用者

<住所> _____

<氏名> _____ 印

(代理人)

<住所> _____

<氏名> _____ 印 (利用者との続柄)

事業者

<事業者名>株式会社シーティーエフ

<住所> 東京都千代田区永田町二丁目 17 番 5 号ローレル永田町 113

<代表者名>代表取締役 一面 俊明 印

<事業所名>ナーシングホーム奥戸